

(登録事業者の皆様へ)

令和4年5月11日

(農林水産省委託事業) Go To Eat 北海道お食事券

「5月10日(火)ご利用期間終了」のお知らせ

北海道商工会議所連合会

Go To Eat 北海道お食事券の利用は、5月10日(火)をもちまして、終了いたしました。本日5月11日(水)からは、お食事券はご利用できませんので、ご注意ください。

なお、使用済食事券の換金最終受付日は、6月10日(金)必着です。期日を過ぎた場合、受付・換金が行えなくなります。事業者様並びに従業員様に共有いただき、必ず期間内にご精算ください。

記

1. 利用期限 令和4年5月10日(火)終了

※本日5月11日(水)からは、食事券は無効となり、ご利用できません。

※本日5月11日(水)以降、お客様が食事券利用を希望された場合であっても、「ご利用期限が過ぎておりますので、その券はお使い頂けません。」とお断りください。

※本内容を従業員様へ共有いただきますようお願いいたします。

2. 掲示物撤去のお願い

「登録店ポスター」「登録店ステッカー」を撤去してください。

3. 換金スケジュール日程 最終受付日：6月10日(金)必着

受付締日		振込日
5月13日(金)必着	/	5月24日(火)
5月31日(火)必着	/	6月14日(火)
6月10日(金)必着	/	6月22日(水)

※期日を過ぎた場合、受付・換金が行えなくなります。必ず期間内にご精算ください。

※登録飲食店による「利用実態のない換金請求」等は調査対象となり、換金をお断りする場合があります。(場合により、刑事告発される可能性もあります)

※くれぐれも不正利用をされないようお願いいたします。

お問合せ先 Go To Eat お食事券 取扱店用お問合せセンター
TEL 011-351-8645 / 受付時間:平日 9:00~18:00
(土・日・祝日・年末年始を除く令和4年7月8日(金)まで)